

振り返ってみると、毎年、夏～夏過ぎの編集後記の冒頭には、猛暑・豪雨の異常気象のことを書いてきたように思います。ただ、これだけ毎年延々と続くとなると、これは単に異常気象というよりも、残念ながらこの極めて過酷な気象が日本では普通になってしまったと言わざるを得ません。

さて本号では、サルコイドーシスを始めとする肉芽腫性疾患を中心に貴重な報告が掲載されています。サルコイドーシスの診断は、他の多くの多因子の疾患と同様、診断基準を参考にされることが多いと思います。ただ、2006年と2015年の診断基準のいずれを用いるかで、診断が異なることがあり得ます。以前の診断基準では皮膚のみのサルコイド病変だと診断困難だったものが、現在の基準では皮膚のみの病変でも組織診断が行われていれば診断可能となっています。

実は、診断基準の在り方を考えれば、それは不思議なことではありません。でも、それでは診断基準とは一体何なのかという基本的な疑問が生じてきます。「その疾患」と診断する際に用いる診断基準においては、特異度、感度ともに高くなることを目指していくつかの診断項目が設定されています。そして、個々の症例の診断においてそれぞれの項目を検討し、一定の基準を満たせばその症例は「その疾患」と診断できることになっています。しかし、もともと「その疾患」という概念はどのように設定されているのでしょうか。それは、多くの専門家が一致して「その疾患」と考える病像というしかありません。診断基準は、専門家が思い描いている「その疾患」の範疇に入る確率が高いかどうかをみる基準ともいえます。

また、診断基準とは別に分類基準という言葉もあります。分類基準は、臨床研究を行う際に、均一な症例を選ぶための基準ですが、全身性エリテマトーデス（SLE）や関節リウマチなどでは、それが診断基準としても用いられています。

診断基準も分類基準も、個々の症例が、ある疾患らしい、あるいはある疾患のなかで比較的均一なグループに入るらしい、ということをあぶりだすために用いるものです。診断基準や分類基準を満たさないで、その疾患を否定しました、といえるようなものではありません。

15年前に、本誌増刊号で、「手許に置きたい診断基準とその解説」という特集を組みました。それに対して、当時本誌顧問だった故上野賢一先生から、お叱りを受けたことがあります。臨床家として目指すのは、その前年に特集した「病態から考える皮膚疾患診療手順」であって、編集の姿勢に問題があるというご指摘でした。過去の出来事を思い返しつつ、いつの時代でも診断基準を絶対視しがちな若い先生方に、あらためて、その限界を含めた意味を考えていただきたいと思い、不正確な解釈ながら、あえて言及させていただきました。

（土田哲也）

— 顧 問 —

大原 國章 大塚 藤男

— 編集委員 —

土田 哲也 五十嵐 敦之 相馬 良直 林 伸和 佐伯 秀久

「皮膚科の臨床」第61巻 第11号 10月号

2019年10月1日発行（毎月1回1日発行）

定 価（本体 2,700 円＋税）

年間購読料金 定価（本体 42,100 円＋税）

〔年間13冊（臨時増刊号、増大号を含む）の誌代〕

〔年間予約購読者に限り送料無料〕

発 行 所 金原出版株式会社

発 行 者 福村 直樹

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-14

TEL 03(3811) 7165〔編集室直通〕

TEL 03(3811) 7184〔営業部直通〕

FAX 03(3813) 0288

ホームページ <http://www.kanehara-shuppan.co.jp>

振替口座 00130-1-191269

印 刷 所 三報社印刷株式会社 TEL 03(3637)0005

広告申込先 福田商店 TEL 06(6941)5600

- ・本誌に掲載する著作物の複製権、翻訳・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権（送信可能化権を含む）、貸与権、二次的著作物への利用に関する原著者の権利は、金原出版株式会社が保有します。

- ・**JCOPY**＜出版者著作権管理機構 委託出版物＞

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつと事前に、出版者著作権管理機構（TEL：03-5244-5088、FAX：03-5244-5089、E-mail：info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。